

第87回 定時株主総会 招集ご通知



日時

2022年6月29日(水曜日)
午前10時00分



場所

ANAクラウンプラザ
ホテル京都 2階

京都市中京区堀川通二条下ル土橋町10番地

目次

■ 第87回定時株主総会招集ご通知	2
新型コロナウイルス感染防止への対応について 議決権行使についてのご案内	
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	7
第2号議案 定款一部変更の件	8
■ 第87回定時株主総会招集ご通知添付書類	
事業報告	10
連結計算書類	26
計算書類	28
監査報告	30

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、ご来場をお控えいただき、書面(郵送)または電磁的方法(インターネット等)による議決権の事前行使をお願い致します。新型コロナウイルス感染防止への対応につきましては、3ページをご確認ください。

■行使期限 2022年6月28日(火)午後5時15分まで
※郵送の場合は必着

株主総会ご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。

ニチコン株式会社

証券コード 6996

経営理念

価値ある製品を創造し、明るい未来社会づくりに貢献します。
より良い地球環境の実現に努め、倫理的・社会的責任を果たすとともに、
顧客・株主・従業員をはじめ全ての人々を大切に、企業価値の最大化を目指して、
誠心誠意をもって「考働※」します。

※考働：考えて働くという当社の造語。

サステナビリティ方針

私たちは、ニチコングループ経営理念に基づき、価値ある製品の創造を通じて明るい未来社会づくりに貢献するとともに、より良い地球環境の実現に努めます。また、全てのステークホルダーに対し誠心誠意をもって対応し、企業の社会的・倫理的責任を果たすことで、持続可能な社会の実現と企業価値の向上を目指します。

1. 素材開発からシステム設計まで幅広い技術を融合し、デジタルトランスフォーメーションとオープンイノベーションの推進により気候変動など社会の課題を解決し、明るい未来社会づくりに貢献します。
2. 全てのステークホルダーとの対話と連携を大切にし、共有価値の創造と公正かつ透明性の高い経営を実現します。
3. 人権の尊重と多様性の確保、人材の育成、トップノッチ経営※によりお客様価値を高め、企業の発展と全従業員の幸福を目指します。

※トップノッチ経営：品質、コスト、納期、サービス、技術などあらゆる面において最上級を目指すこと。

(証券コード：6996)
2022年6月8日

株 主 各 位

京都市中京区烏丸通御池上る二条殿町551番地

ニチコン株式会社

代表取締役社長 吉 田 茂 雄

第87回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第87回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。2022年6月28日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

【書面（郵送）による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【電磁的方法（インターネット等）による議決権行使の場合】

5頁の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申し上げます。

敬 具

1. 日 時

記
2022年6月29日（水曜日）午前10時00分

2. 場 所

京都市中京区堀川通二条下ル土橋町10番地
ANAクラウンプラザホテル京都 2階
(末尾の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)

3. 目的事項

- | | |
|---------|---|
| 報 告 事 項 | 1.第87期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 |
| | 2.第87期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |

以 上

本招集ご通知に添付すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nichicon.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載していません。なお、これらの事項は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、また、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類および計算書類の一部であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.nichicon.co.jp/>）に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応について

新型コロナウイルスの感染予防および拡散防止のため、株主様の安全を第一に考え、株主総会の開催方針を以下のとおりとさせていただきます。

何卒ご理解、ご協力のほど、お願い申し上げます。

1 当社の対応について

- ・株主総会の登壇者、運営スタッフは、事前に検温を実施し、体調を確認のうえ、マスクを着用して対応させていただきます。
- ・会場入口付近など会場各所にアルコール消毒液を設置させていただきます。
- ・会場の座席の間隔を拡げることから、昨年に引き続きご用意できる座席が少なくなっております。
- ・お飲み物のご提供は、中止させていただきます。
- ・ウイルス接触の可能性を極力小さくするため、お土産の配布を取り止めとさせていただきます。
- ・総会運営につきましては、感染拡大防止を目的とした開催時間の短縮を図るため、報告事項や決議事項のご説明は要点を絞り込んで簡潔に行い、時間を短縮するよう努めます。
- ・医療スタッフを常駐させておりますので、体調が悪化し、また気分が優れなくなった場合には運営スタッフにお申し出ください。

2 株主様へのお願い

- ・株主総会へのご出席を検討いただいている株主様におかれましては、今後の新型コロナウイルスの感染拡大の状況に十分ご留意いただき、健康状態にかかわらず、ご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会の議決権行使は、書面またはインターネット等による方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。
- ・ご来場の株主様におかれましては、まず受付の前に運営スタッフによる非接触型の検温実施をお願い申し上げます。発熱が認められる場合、その他感染拡大防止の見地から必要と認められる場合には、ご入場をお断りさせていただくことがあります。
アルコール消毒液の使用とマスクの着用について、ご協力をお願い申し上げます。
- ・ご来場の株主様で体調不良と見受けられる方には、運営スタッフがお声がけさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時15分到着分まで



インターネット等で議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時15分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 個

○○○○ 御中

××××年 ×月××日

○○○○○○○

1.						
2.						
3.						
4.						

スマートフォン用議決権行使ウェブサイト ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号、2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書はイメージです。

書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。



インターネット等による議決権行使のご案内

行使
期限

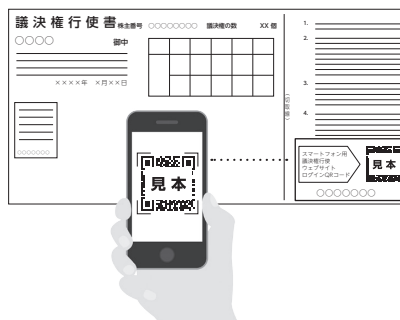
2022年6月28日（火曜日）
午後5時15分入力完了分まで

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく
議決権行使ウェブサイトログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
読み取ってください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

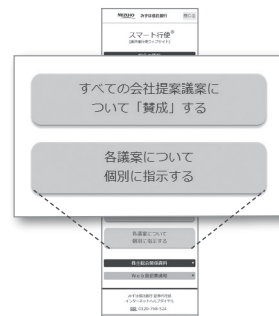


- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが
PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の
「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、
再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイト
へ遷移できます。



※議決権行使書はイメージです。

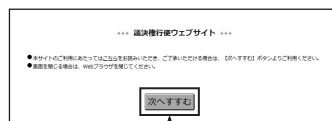
書面（郵送）およびインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

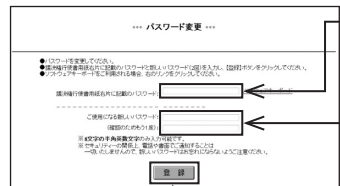
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」
を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」
を入力

実際にご使用に
なる新しいパス
ワードを設定し
てください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

パソコンやスマートフォン、携帯電話のインターネット等のご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

機関投資家の皆様へ

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 平日9:00~21:00)

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と認識し、企業価値の拡大と企業体質の強化を図り、利益を増加させることにより配当の安定的増加に努めることを基本としております。

期末配当につきましては、上記の方針と内部留保の蓄積等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

これにより1株につき年間配当27円（前期実績に比べ2円の増配）となります。

期末配当に関する事項

配当財産の種類	金銭
株主に対する配当財産の割当てに関する事項 およびその総額	当社普通株式1株につき金 14円 総額 957,842,592円
剰余金の配当が効力を生じる日	2022年6月30日

定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>(電子提供措置等)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>② 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

以 上

添付書類

事業報告

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が続いたことに加え、ロシアのウクライナ侵攻で地政学的リスクが高まり、エネルギーをはじめとする原燃料価格が高騰するなど、景気の先行きは不透明な状況が続きました。一方、ワクチン接種の普及により行動制限が緩和されるなど経済活動が段階的に再開しました。また、海外経済の緩やかな回復に伴い、企業の設備投資、輸出などを中心に底入れの動きが見られ概ね回復基調となりました。米国経済は、景気対策や経済活動の制限緩和などにより、景気は回復基調で推移しました。欧州経済は、各国で経済活動の制限が段階的に緩和され、輸出の増加などにより回復に向かいました。中国経済は、感染症拡大の封じ込めのためのロックダウンや電力制限などの政府の規制に加え、資源価格の高騰で景気のリcoveryペースは減速しています。

このような状況において当社は、中期成長目標「Vision 2025」を策定し、目標達成を通して持続可能な成長の実現を目指しています。今期の取り組みとしてはコンデンサ事業では、拡大する自動車市場や5Gなどの情報通信機器および再生可能エネルギー市場に向けて、各種アルミ電解コンデンサの新製品を開発、市場導入しました。xEV（電動車）向けフィルムコンデンサは世界各国のEV化が急速に進むなか、旺盛な需要に対応しています。

また、当社の経営の新たな柱であるNECST(Nichicon Energy Control System Technology)事業におきましては、蓄電による再生可能エネルギーの活用拡大と温室効果ガス排出削減に寄与する蓄電システムやV2H(Vehicle to Home)システムなどに注力しています。家庭用蓄電システムでは「蓄電のニチコン」として、脱炭素社会の実現に貢献する太陽光発電とEVと蓄電池の3つをつなぐ「トライブリッド蓄電システム[®]」の新製品を開発し、市場から高い評価をいただいています。さらに、自社の取り組みとしてカーボンニュートラル実現に向けて、車両のゼロエミッション化を目指す国際イニシアティブ「EV100」への加盟をするなど、ESGでも評価される企業を目指しています。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は1,421億9千8百万円と前期比22.5%の増収となり過去最高を更新しました。また、利益につきましては、営業利益は64億2千7百万円と前期比4.1倍の増益、経常利益は為替差益を13億3千2百万円計上し85億9千4百万円と前期比2.9倍の増益、親会社株主に帰属する当期純利益は79億2百万円と前期比4.6倍の増益となり過去最高を更新しました。

製品区分別売上高につきましては、電子機器用は、車載関連機器向けに加え、産業機器や白物家電などのインバータ関連機器向けなどのアルミ電解コンデンサの売上が増加したことなどにより819億6千6百万円と前期比30.8%の大幅増収となりました。

電力・機器用及び応用機器は、主としてxEV向け機器用フィルムコンデンサの売上が大幅に増加したことなどにより194億3千5百万円と前期比21.7%の増収となりました。

回路製品は、スイッチング電源が部品調達難の影響により伸び悩みましたが、NECST事業の家庭用蓄電システムやV2Hシステムの売上が伸長したことなどにより404億1千6百万円と前期比8.6%の増収となりました。

なお、当社グループの製品区分別売上高は、次のとおりであります。

区 分	第86期 (2021年3月期)		第87期(当期) (2022年3月期)		前 期 比	
	金 額	構成比	金 額	構成比	金 額	増減率
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
電 子 機 器 用	62,644	53.9	81,966	57.6	19,322	30.8
電 力 ・ 機 器 用 及 び 応 用 機 器	15,976	13.8	19,435	13.7	3,459	21.7
回 路 製 品	37,215	32.1	40,416	28.4	3,200	8.6
そ の 他	237	0.2	379	0.3	142	60.2
合 計	116,073	100.0	142,198	100.0	26,124	22.5

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度では、新規事業の成長を見据えた技術・開発投資や当社のコア事業であるアルミ電解コンデンサの生産能力増強、xEV向けフィルムコンデンサのグローバル生産体制の構築を中心に101億2千7百万円の設備投資を実施しました。

(3) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、アルミ電解コンデンサ、導電性高分子アルミ固体電解コンデンサ、フィルムコンデンサ、小形リチウムイオン二次電池等の電子デバイスを主体としたコンデンサ事業と、家庭用／公共・産業用蓄電システム、各種電源、機能モジュール、応用関連機器等の回路製品を主力製品としたNECST事業を展開し、「エネルギー・環境・医療機器」、「自動車・車両関連機器」、「白物家電・産業用インバータ機器」、「情報通信機器」の4市場を重点分野と定め、高信頼性、高安全性、高機能性を追求し、競争力に優れる新製品開発により社会課題の解決に貢献し、既存事業の拡大と新規事業の創出に努めてまいります。

① 低炭素社会の実現とキーテクノロジーの進展に向けた事業機会の獲得

コンデンサ事業では、アルミ電解コンデンサの幅広い製品群と国内外の生産・販売体制を強みとし、モビリティ、通信、環境関連の成長市場にフォーカスし、品質、コスト、納期、サービスに渡る事業基盤を強化、拡充します。また、金属蒸着フィルムから独自開発、生産するxEV用フィルムコンデンサでは、需要の拡大を成長機会と捉え、販売拡大とグローバル生産体制の強化に向け、積極的に経営リソースを投下します。コンデンサ事業で創業以来培った強みを今後も継続的に進化させていくため、技術面ではニーズ開発から商品開発、産学連携によるシーズ開発を、生産面では共通指標をベースとしたKPI目標管理を導入し、プロセス強化に取り組んでまいります。

NECST事業では、エネルギー・環境関連の幅広い製品群とスイッチング電源から応用機器までをカバーする電源技術を生かし、脱炭素化のメガトレンドを受けて、製品群のさらなる充実を図ります。とりわけ、環境関連事業では、世界的な脱炭素化の高まりによる再エネ、蓄電市場拡大への対応と、蓄電、電力制御技術を活かしたカーボンフリーなトータルシステム展開を強化します。EV関連事業では、ガソリン車規制により急速に拡大するEVシフトへの対応として、急速充電器、外部給電器（パワー・ムーバー）、V2Hで社会充電インフラを拡充していきます。スイッチング電源においては、ユーザー対応力でトップシェアを堅持する強みを生かし、特に空調機器、ロボット、5G通信などの成長市場へ拡大を目指します。応用機器、分散電源事業では、大型特殊電源、医療用/学術用加速器電源でグローバル展開を図るとともに、蓄電、エネルギーマネジメント技術で社会インフラシステムへ貢献します。また、アライアンス戦略やソリューションによる価値創造ビジネスの拡大を強化してまいります。

加えて、小形リチウムイオン二次電池、家庭用蓄電システム、V2Hに代表されるナンバーワン、オンリーワンの革新的な製品・技術開発体制を強化し、社会課題の解決に貢献する製品開発をさらに加速してまいります。

② 外部環境に左右されない強い経営体質への変革

SDGsやカーボンニュートラル等により、循環経済やシェアリングエコノミーといった新しい価値観が世界規模で広がりをを見せています。また、with COVID19により、産業構造や社会経済の変革をもたらし、DX（デジタルトランスフォーメーション）化の進展と相まって、大きなビジネスチャンスを生み出す可能性が高まっています。これらを受け、クルマの電動化とEVへのシフトが飛躍的に進み、人びとの生活では5G、AI、IoT等デジタルテクノロジーの革新的進歩が見られ、自動化や省電力化の需要が先進国だけでなく新興国にも拡大し、これを支えるための発電コストの低減による再生エネルギーの主力電源化が進展していくことが予想されます。

パラダイムシフトと不確実性がより一層増すなか、当社グループでは、中長期視点での成長を成し遂げていくにあたり、「G：グリーン（環境）」と「D：デジタル（DX）」が重要なポイントになると考えております。

G（環境）については、気候変動問題が世界的な課題になる中、関連マーケットもさらに巨大化し、環境配慮型の当社の製品・ビジネスのチャンスもさらに大きくなると予想されます。再生可能エネルギーの活用を拡大する蓄電システムをはじめ、気候変動ニーズに対応したコンデンサ事業、NECST事業の各製品をさらにレベルアップしていくことで競争優位性をさらに高めてまいります。

また、D（デジタル）については2021年6月に「デジタル化推進室」を設け、DXへの取り組みを本格化しています。企業競争力の強化という面でデジタル化は必須であり、とりわけコロナ禍以降、リモートワークの普及など急速に社会が変化している中、DXの推進がより不可欠になっています。事業成長では単に良い製品・技術を生み出すだけでなく、生産性の向上や投資効率の向上によって収益体質を高めることも必要条件であり、DXを駆使して「稼ぐ力」に磨きをかけることで、次なる成長のための設備投資や研究開発投資、優秀な人材の確保といった好循環を生み出していきます。サステナブルな社会に貢献していくには、まず当社グループ自身が収益を上げ持続可能であることを念頭に、DXを成長ドライバーとして各部門の業務を合理化・効率化し、ビジネスの創出と利益体質の構築に取り組んでまいります。

③ ESG経営の構築と推進

当社グループではESGで評価される企業を目指して「サステナビリティ方針」を定め、持続的な成長と企業価値の増大に向けて、当社製品による地球環境への貢献と自社での対応取り組み、多様な働き方など人材面の基盤強化、コーポレートガバナンスやコンプライアンス体制の強化に努めています。

環境課題については、自社拠点において太陽光で発電した電力を蓄電し、これを電気自動車への充電や生産設備への給電を無駄なく効率的に行う複合システムを設置し、生産工場などの大規模施設における再生可能エネルギーの新たな活用方法によるCO₂削減に取り組んでいます。さらに「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」による提言への賛同や、気候変動が事業に与えるリスク・機会について分析を進め、ガバナンス・戦略などの関連する情報

開示にも取り組んでまいります。

また、当社グループでは「人」こそ最大の経営資源であり、会社のエネルギーであるとの観点に立ち、従業員一人ひとりが社会や時代のニーズを敏感に察知し、コンプライアンスへの意識を高く持ちながら考働していくこと、やりがいや成長を実感でき、能力を発揮できるよう、人材面での基盤強化を重視しています。社会との接点においては、産学連携にも注力しており、エネルギーの地産地消とスマート社会の創造に寄与することを目的にスタートした東京大学生産技術研究所との包括的な産学連携研究協力協定など、大学機関との研究開発活動も積極的に推進してまいります。

これらに加え、コーポレートガバナンスについては、取締役会の経営の監督と執行の役割の一層の明確化を図るため、社外取締役比率を3分の1以上としており、さらに、取締役会の諮問機関として過半数を社外役員で構成する指名・報酬委員会を設置し、取締役の指名および報酬等に関する手続きの公正性、透明性、客観性を確保しています。コンプライアンス体制の強化では、業務の適正を確保するための体制ならびに財務報告の信頼性を確保するための体制を充実させ、一層の内部統制の整備・運用を推進してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第84期 (2019年3月期)	第85期 (2020年3月期)	第86期 (2021年3月期)	第87期(当期) (2022年3月期)
売 上 高 (百万円)	122,860	119,675	116,073	142,198
経 常 利 益 (百万円)	7,122	3,621	3,015	8,594
親会社株主に帰属する 当期純利益又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△)	△7,953	2,812	1,703	7,902
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△114.21	40.59	24.90	115.50
総 資 産 (百万円)	139,770	139,426	156,008	170,112
純 資 産 (百万円)	81,313	77,450	89,266	94,652
1株当たり純資産額 (円)	1,137.02	1,104.87	1,274.33	1,350.76

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第87期の期首から適用しており、第87期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
ニチコン製箔株式会社	80百万円	100.0%	アルミ電解コンデンサ用電極箔の製造
ニチコン草津株式会社	80百万円	100.0	電力・機器用コンデンサ、フィルムコンデンサおよびコンデンサ応用関連機器の製造
ニチコン亀岡株式会社	80百万円	100.0	機能モジュール、V2Hシステム、正特性サーミスタおよび家庭用蓄電システムの製造
ニチコン大野株式会社	80百万円	100.0	アルミ電解コンデンサ、電気二重層コンデンサおよび小形リチウムイオン二次電池の製造
ニチコン岩手株式会社	100百万円	100.0	アルミ電解コンデンサの製造
ニチコンワカサ株式会社	84百万円	100.0	各種電源および家庭用蓄電システムの製造
株式会社西島電機製作所	30百万円	100.0	各種変圧器、リアクトルの製造販売
日本リニアックス株式会社	15百万円	100.0	圧力センサ、各種計測器の製造販売
株式会社ユタカ電機製作所	330百万円	100.0	電源装置の開発、設計、製造、販売
ニチコン(アメリカ)コーポレーション	3,000千US\$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(オーストリア)ゲー・エム・ベー・ハー	1,000千EUR	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(香港)リミテッド	5,000千HK\$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(シンガポール)プライベートリミテッド	8,000千SP\$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(台湾)カンパニーリミテッド	30,000千NT\$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコン(タイランド)カンパニーリミテッド	20,000千BAHT	49.0	各種コンデンサの販売
ニチコンエレクトロニクストレーディング(上海)カンパニーリミテッド	500千US\$	100.0	各種コンデンサの販売
ニチコンエレクトロニクストレーディング(深圳)カンパニーリミテッド	300千US\$	100.0	各種コンデンサおよび回路製品の販売に関連するサービス業務
ニチコン(マレーシア)センディリアンパハッド	63,000千M\$	100.0	アルミ電解コンデンサの製造販売
ニチコンエレクトロニクス(無錫)カンパニーリミテッド	75,000千US\$	100.0	アルミ電解コンデンサおよび各種電源の製造販売
ニチコンエレクトロニクス(宿遷)カンパニーリミテッド	55,000千US\$	100.0	アルミ電解コンデンサおよび機器用コンデンサの製造販売
無錫ニチコンエレクトロニクスR&Dセンターカンパニーリミテッド	5,000千RMB	100.0	各種電源およびアルミ電解コンデンサの開発、設計

(注) 1. 上表の議決権比率には、当社の子会社が所有する議決権を含んでおります。

2. 連結子会社は21社、持分法適用会社は2社であります。

(7) 主要な事業内容（2022年3月31日現在）

当社グループは、電子機器用コンデンサ、電力・機器用コンデンサ、応用機器および回路製品等の製造・販売を行っております。

主な製品区分は、次のとおりです。

区 分	主 要 製 品
電 子 機 器 用	アルミ電解コンデンサ、フィルムコンデンサ、小形リチウムイオン二次電池、正特性サーミスタ“ポジアール®”
電力・機器用及び応用機器	パワーエレクトロニクス用フィルムコンデンサ、公共・産業用蓄電システム、医療用加速器電源、学術研究用加速器電源、瞬低・停電補償装置、変圧器、圧力センサ
回 路 製 品	家庭用蓄電システム、V2Hシステム、EV・PHV用急速充電器、スイッチング電源、機能モジュール、無停電電源装置
そ の 他	その他

(8) 主要な営業所および工場等（2022年3月31日現在）

当 社	本 社		京都市中京区
	営 業 部 門 等	東 京 支 店	東京都中央区
		名 古 屋 支 店	名古屋市中区
		西 日 本 支 店	京都市中京区
	電 源 セ ン タ ー	東京都中央区	
ニチコン製箔株式会社	長野県大町市、福井県大野市		
ニチコン草津株式会社	滋賀県草津市		
ニチコン亀岡株式会社	京都府亀岡市		
ニチコン大野株式会社	福井県大野市、長野県安曇野市		
ニチコン岩手株式会社	岩手県岩手郡岩手町		
ニチコン(アメリカ)コーポレーション	米国 イリノイ州		
ニチコン(オーストリア)ゲー・エム・ペー・ハー	オーストリア ウィーン市		
ニチコン(香港)リミテッド	中国 香港行政区		
ニチコン(台湾)カンパニーリミテッド	台湾 台北市		
ニチコン(マレーシア)センディリアンバハッド	マレーシア セランゴール州		
ニチコンエレクトロニクス(無錫)カンパニーリミテッド	中国 無錫市		
ニチコンエレクトロニクス(宿遷)カンパニーリミテッド	中国 宿遷市		

(9) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
5,587名	378名 (増)

②当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
522名	16名 (増)	44.7歳	10.0年

(10) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,188百万円
株 式 会 社 京 都 銀 行	3,188百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,188百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	3,188百万円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社および当社の一部の海外販売子会社は2014年3月以降、アルミ電解コンデンサおよびタンタル電解コンデンサの販売に関し、過去に独占禁止法および各国競争法に違反していた疑いがあるとして、公正取引委員会ならびに米国およびEUをはじめとした海外競争当局から調査を受けていました。当社は、2016年3月、日本の公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受け、同年9月、各命令における認定および判断を不服として取消訴訟を提起しましたが、2019年3月、当社の請求を棄却する旨の判決があり、同年4月にこれを不服として控訴を提起しました。これに対し、2020年12月に控訴を棄却する旨の判決があったことから、当社は、同月に最高裁判所に上告を提起するとともに上告受理申立てを行いました。2021年10月に上告を棄却するとともに上告受理申立については上告審として受理しない旨が決定されました。

海外においては、2015年12月には当社の子会社であるニチコン(香港)リミテッドが、台湾公平交易委員会から制裁金を課す旨の処分を受け、2016年2月、同処分における認定および判断を不服として行政訴訟を提起しましたが、2020年7月に同社の請求を棄却する旨の判決があり、同年8月にこれを不服として最高行政法院に上訴し、現在、審理が継続中です。ま

た、2018年3月には、当社が、欧州委員会から制裁金を課す旨の処分を受け、同年5月、同処分における認定および判断を不服として訴訟を提起し、現在、審理が継続中です。

なお、上記課徴金および制裁金につきましては、延滞金を付されるリスクなどを回避するべく、いずれも納付期限内に全額を支払い済みです。また、本件に関連して米国およびカナダにおいてクラスアクション（集団訴訟）が提起されていましたが、米国のクラスアクションについては、2018年9月に間接購買者との間で21.5百万米ドルの支払等を内容とする和解契約を締結し、また、同年12月には直接購買者との間で90百万米ドルの支払等を内容とする和解契約を締結しました。これらの和解は、裁判所の承認手続を経ることにより正式に確定するところ、直接購買者との和解については2019年5月に、間接購買者との和解については2020年7月にそれぞれ裁判所により最終承認がなされました。なお、カナダのクラスアクションについては、現在も進行中であり、引き続き適切に対応します。

これら一連の件につきましては、株主の皆さまをはじめ、お客さまや関係者の皆さまに多大なご心配をおかけしておりますことを、深くお詫び申し上げます。

当社は、上述した既に判決が確定した事案または、和解手続中の事案を除き、前記のとおり、上記各命令および処分における認定および判断には誤りがあると考えており、引き続き、裁判所による公正な判断を求めてまいります。競争法コンプライアンス体制をより一層強化するとともに、これを当社グループ全従業員へ改めて周知徹底するべく、規程の整備、体制の見直し、従業員への研修および教育の実施などの施策に取り組んでおります。今後も、こうした活動を継続し、コンプライアンスのさらなる強化と徹底を図ってまいります。

2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 137,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 68,417,328株 (自己株式 9,582,672株を除く)
- (3) 当事業年度末の株主数 20,860名
- (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	10,122	14.8
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	4,598	6.7
株式会社京都銀行	3,409	5.0
ニチコン取引先持株会	3,390	5.0
株式会社みずほ銀行	2,690	3.9
日本生命保険相互会社	2,670	3.9
株式会社三井住友銀行	2,200	3.2
株式会社三菱UFJ銀行	2,000	2.9
ニチコン従業員持株会	1,635	2.4
東京海上日動火災保険株式会社	1,419	2.1

- (注) 1. 当社は、自己株式9,582千株を保有しており、上表から除外しております。
2. 持株比率については、自己株式を控除して算出しております。
3. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

3 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	武田 一平	CEO
代表取締役社長	吉田 茂雄	COO
取締役 執行役員専務	近野 斉	経理本部長 兼 広報・IR室長
取締役 上席執行役員常務	矢野 明弘	企画本部長 兼 サステナビリティ推進室長
取締役	松重 和美	京都大学名誉教授、四国大学・四国大学短期大学部学長、阿波製紙株式会社取締役
取締役	勝田 泰久	大阪経済大学理事
取締役	相京 重信	橋本総業ホールディングス株式会社取締役、三井海洋開発株式会社取締役、スターツコーポレーション株式会社監査役
常勤監査役	荒木 幸彦	
常勤監査役	中谷 吉彦	立命館大学総合科学技術研究機構上席研究員
監査役	大西 英樹	
監査役	森瀬 正博	

- (注) 1. 取締役 松重和美、勝田泰久ならびに相京重信は、社外取締役であります。
 なお、当社は、取締役 松重和美、勝田泰久ならびに相京重信を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 中谷吉彦、大西英樹ならびに森瀬正博は、社外監査役であります。
3. 監査役 大西英樹は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役 森瀬正博は、長年金融業務に携わっており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役の役職および担当を次のとおり変更しております。

日付	氏名	新役職および担当	旧役職および担当
2022年2月1日	矢野 明弘	上席執行役員常務 企画本部長 兼 サステナビリティ推進室長	上席執行役員常務 企画本部長

(2) 取締役および監査役の報酬等

①役員報酬等の内容の決定に関する方針等

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および業績連動報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その役割と独立性の観点から、固定報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は月例の固定報酬とし、株主総会で決議された取締役の報酬限度額内で、個々の職責および実績、会社業績や他社動向、中長期業績や過去の支給実績等を総合的に勘案し決定するものとする。

3. 業績連動報酬の内容および額の決定に関する方針

当社の業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、親会社株主に帰属する当期純利益の一定の範囲内でその役割や短期および中長期での貢献度合いに応じた額を株主総会で決議された取締役の報酬限度額内において、指名・報酬委員会 の 答 申 を 踏 ま えて 決 定 し、 毎 年、 一 定 の 時 期 に 支 給 す る も の と す る。

4. 基本報酬の額および業績連動報酬の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の業績連動報酬は親会社株主に帰属する当期純利益の範囲内で支払うものであり、業績により大きく変動するため、基本報酬との割合については、毎年大きく変動するものである。そのため報酬等の種類ごとの割合の目安に関しては、事前に定めのないものとする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会の決定にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額および業績連動報酬の評価配分について代表取締役による協議を経て決定するものとする。

取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう、指名・報酬委員会に諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととする。

②当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	195 (20)	160 (20)	35 (-)	7 (3)
監査役 (うち社外監査役)	36 (23)	36 (23)	- (-)	4 (3)
合 計 (うち社外役員)	232 (43)	197 (43)	35 (-)	11 (6)

- (注) 1. 株主総会の決議 (2007年6月28日) による取締役の報酬等の総額は年額280百万円以内 (当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名)、監査役の報酬等の総額は年額50百万円以内 (当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名) であります。
2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役に対する使用人分給与および賞与は含まれておりません。
3. 各監査役の報酬は、監査役会の協議により決定していますが、監視という任務の性質から固定報酬のみとしております。

(3) 社外役員に関する事項

①社外役員の重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	出席状況、発言状況および社外取締役에게期待される役割に関して行った職務の概要
取締役	松重 和美	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席しました。学識者としての高い見識と豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行っており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役	勝田 泰久	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席しました。長年金融業務に携わっており、財務および会計に関する高い見識と豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行っており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
取締役	相京 重信	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回に出席しました。長年金融業務に携わっており、財務および会計に関する高い見識と豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行っており、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。
監査役	中谷 吉彦	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席し、監査役会16回のうち16回に出席しました。民間企業における技術経営の実践に加え、学識者としての高い見識と豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行っております。
監査役	大西 英樹	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席し、監査役会16回のうち15回に出席しました。主に税理士としての専門的見地から適宜、発言を行っております。
監査役	森瀬 正博	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回に出席し、監査役会16回のうち16回に出席しました。豊富な経験や実績に基づく専門的見地から適宜、発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第26条第2項の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が1回ありました。

③社外取締役および社外監査役と締結している責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項ならびに当社定款第31条第2項および第43条第2項の規定により、社外取締役および社外監査役との間で同法第423条第1項の損害賠償責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする旨の契約を締結しております。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに優秀な人材の確保ができるよう、会社法第430条の3第1項の規定による、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

①被保険者の範囲および保険料

当社および子会社の取締役、監査役および執行役員（契約後に就任した者を含みます）を被保険者としています。保険料については、当社および一部の子会社については、役割に応じて按分した保険料を個人負担とし、それ以外は全額会社負担としております。

②填補の対象となる保険事故の概要

被保険者が職務遂行に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償額や争訟費用等を填補するものです。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身は補償対象外とすることにより、役員等の職務遂行の適正性が損なわれないように措置を講じています。

5 会計監査人に関する事項

- (1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ
- (2) 会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る報酬等の額	57百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	60百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分していないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況等について必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- (3) 非監査業務の内容

当社の子会社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、合意された手続に対する対価を支払っております。

- (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針
監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。
また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合、監査役会は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。
- (5) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要
該当事項はありません。
- (6) 会計監査人の業務停止処分に関する事項
該当事項はありません。
- (7) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況
該当事項はありません。
- (8) 当該事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項
該当事項はありません。

6 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、「より良い地球環境の実現に努め、価値ある製品を創造し、明るい未来社会づくりに貢献していくこと」を経営理念に掲げています。また、倫理的・社会的責任を果たすとともに、株主の皆様をはじめとする全ての人々を大切にし、企業価値の最大化を目指して、「誠心誠意」をもって「考働」しております。

この経営理念に基づき、会社の支配に関する基本方針として、当社に対し買収提案が行われた場合は、これを受け入れるか否かの最終的な判断は、その時点における当社株主の皆様に委ねられるべきであり、またその場合に株主の皆様が、十分な情報と相当な検討期間に基づき、公正で透明性の高い株主意思の確認手続きを通じた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値および株主共同の利益の確保と向上のため必要であると考えております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	94,997	流 動 負 債	53,109
現金及び預金	17,799	支払手形及び買掛金	16,697
受取手形、売掛金及び契約資産	37,099	電子記録債務	11,556
電子記録債権	5,402	短期借入金	11,600
有価証券	500	1年内返済予定の長期借入金	1,152
商品及び製品	12,640	未払金	1,909
仕掛品	5,806	未払費用	4,112
原材料及び貯蔵品	12,696	未払法人税等	1,280
その他の	3,131	賞与引当金	1,177
貸倒引当金	△78	役員賞与引当金	35
		設備関係支払手形	555
		その他の	3,033
固 定 資 産	75,089	固 定 負 債	22,349
有 形 固 定 資 産	39,556	転換社債型新株予約権付社債	12,064
建物及び構築物	13,893	リース債務	747
機械装置及び運搬具	15,962	繰延税金負債	5,754
土地	5,159	製品保証引当金	1,718
リース資産	1,055	退職給付に係る負債	1,471
建設仮勘定	1,591	その他の	592
その他の	1,895		
		負 債 合 計	75,459
無 形 固 定 資 産	1,295	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	74,560
投 資 そ の 他 の 資 産	34,236	資本金	14,286
投資有価証券	31,293	資本剰余金	16,860
長期貸付金	1,995	利益剰余金	55,039
繰延税金資産	265	自己株式	△11,626
退職給付に係る資産	410	その他の包括利益累計額	17,855
その他の	814	その他有価証券評価差額金	13,950
貸倒引当金	△543	繰延ヘッジ損益	△4
		為替換算調整勘定	3,908
繰 延 資 産	25	非支配株主持分	2,237
社債発行費	25		
資 産 合 計	170,112	純 資 産 合 計	94,652
		負 債 純 資 産 合 計	170,112

連結損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	142,198
売上原価	117,794
売上総利益	24,404
販売費及び一般管理費	17,977
営業利益	6,427
営業外収益	2,557
受取利息及び配当金	552
持分法による投資利益	267
為替差益	1,332
その他	405
営業外費用	390
支払利息	47
貸倒引当金繰入額	213
その他	129
経常利益	8,594
特別利益	1,091
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	1,088
特別損失	97
固定資産処分損	27
減損	69
税金等調整前当期純利益	9,587
法人税、住民税及び事業税	1,598
法人税等調整額	△53
当期純利益	8,043
非支配株主に帰属する当期純利益	141
親会社株主に帰属する当期純利益	7,902

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	54,513	流 動 負 債	36,947
現金及び預金	4,951	支払手形	190
受取手形	863	電子記録債権	1,765
電子記録債権	5,268	買掛金	17,959
売掛金	37,022	短期借入金	11,600
契約資産	239	1年内返済予定の長期借入金	1,985
有価証券	99	未払金	1,234
商品及び製品	2,001	未払費用	971
仕掛品	159	未払法人税等	576
原材料及び貯蔵品	411	賞与引当金	308
その他の金	3,542	役員賞与引当金	35
貸倒引当金	△47	その他の負債	320
		固 定 負 債	21,447
固 定 資 産	63,809	転換社債型新株予約権付社債	12,064
有 形 固 定 資 産	14,640	長期借入金	830
建物	7,487	繰延税金負債	5,586
構築物	55	退職給付引当金	761
機械及び装置	1,714	製品保証引当金	1,564
車両運搬具	7	その他の負債	640
工具、器具及び備品	653		
土地	4,646	負 債 合 計	58,395
建設仮勘定	76	純 資 産 の 部	
		株 主 資 本	46,264
無 形 固 定 資 産	801	資本	14,286
		資本剰余金	17,068
投 資 そ の 他 の 資 産	48,367	資本準備金	17,065
投資有価証券	27,100	その他資本剰余金	3
関係会社株式	15,165	利 益 剰 余 金	26,535
長期貸付金	13,688	利益準備金	2,141
その他の金	588	その他利益剰余金	24,393
貸倒引当金	△8,176	固定資産圧縮積立金	56
		別途積立金	16,517
		繰越利益剰余金	7,820
繰 延 資 産	25	自 己 株 式	△11,626
社債発行費	25	評価・換算差額等	13,687
		その他有価証券評価差額金	13,691
		繰延ヘッジ損益	△4
資 産 合 計	118,347	純 資 産 合 計	59,952
		負 債 純 資 産 合 計	118,347

損益計算書

(2021年4月1日から
2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	112,689
売上原価	103,089
売上総利益	9,599
販売費及び一般管理費	8,174
営業利益	1,424
営業外収益	4,763
受取利息及び配当金	2,305
為替差益	1,735
技術指導料	239
貸倒引当金戻入額	375
その他	108
営業外費用	168
支払利息	86
その他	81
経常利益	6,020
特別利益	1,091
固定資産売却益	2
投資有価証券売却益	1,088
特別損失	10
固定資産処分損	10
税引前当期純利益	7,100
法人税、住民税及び事業税	859
法人税等調整額	△240
当期純利益	6,481

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

ニチコン株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾仲伸之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須藤英哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ニチコン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ニチコン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（各国競争法調査およびクラスアクション（集団訴訟）について）に記載されているとおり、会社グループに対して、カナダにおいてクラスアクションが提起されている。継続中の事案については、会社グループの経営成績などに影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

ニチコン株式会社
取締役会 御中

有 限 責 任 監 査 法 人 ト ー マ ッ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 尾仲伸之 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 須藤英哉 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ニチコン株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第87期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（各国競争法調査およびクラスアクション（集団訴訟）について）に記載されているとおり、会社グループに対して、カナダにおいてクラスアクションが提起されている。継続中の事案については、会社の経営成績などに影響を及ぼす可能性がある。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査報告

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第87期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議のうえ、本監査報告を作成し、以下の通り報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法、およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役および会計監査人から、その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて事業報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が、法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為、または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、当社および当社の一部の海外販売子会社は2014年3月以降、アルミ電解コンデンサおよびタンタル電解コンデンサの販売に関し、過去に独占禁止法および各国競争法に違反していた疑いがあるとして、公正取引委員会ならびに米国およびEUをはじめとした海外競争当局から調査を受けていました。当社は、2016年3月、日本の公正取引委員会より排除措置命令および課徴金納付命令を受け、同年9月、各命令における認定および判断を不服として取消訴訟を提起しましたが、2019年3月、当社の請求を棄却する旨の判決があり、同年4月にこれを不服として控訴を提起しました。これに対し、2020年12月に控訴を棄却する旨の判決があったことから、当社は、同月に最高裁判所に上告を提起するとともに上告受理申立てを行いました。2021年10月に上告を棄却するとともに上告受理申立については上告審として受理しない旨が決定されました。

海外においては、2015年12月には当社の子会社であるニチコン(香港)リミテッドが、台湾公平交易委員会から制裁金を課す旨の処分を受け、2016年2月、同処分における認定および判断を不服として行政訴訟を提起しましたが、2020年7月に同社の請求を棄却する旨の判決があり、同年8月にこれを不服として最高行政法院に上訴し、現在、審理が継続中です。また、2018年3月には、当社が、欧州委員会から制裁金を課す旨の処分を受け、同年5月、同処分における認定および判断を不服として訴訟を提起し、現在、審理が継続中です。

監査役会といたしましては、当社グループが法令遵守の徹底に取り組んでいることを確認しており、引続き法令遵守体制と企業倫理の一層の強化、徹底が為されるよう監査の充実に努めてまいります。

- ④ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類、その附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

ニチコン株式会社 監査役会

常勤監査役	荒	木	幸	彦	Ⓔ
常勤監査役(社外)	中	谷	吉	彦	Ⓔ
社外監査役	大	西	英	樹	Ⓔ
社外監査役	森	瀬	正	博	Ⓔ

以上

-MEMO-

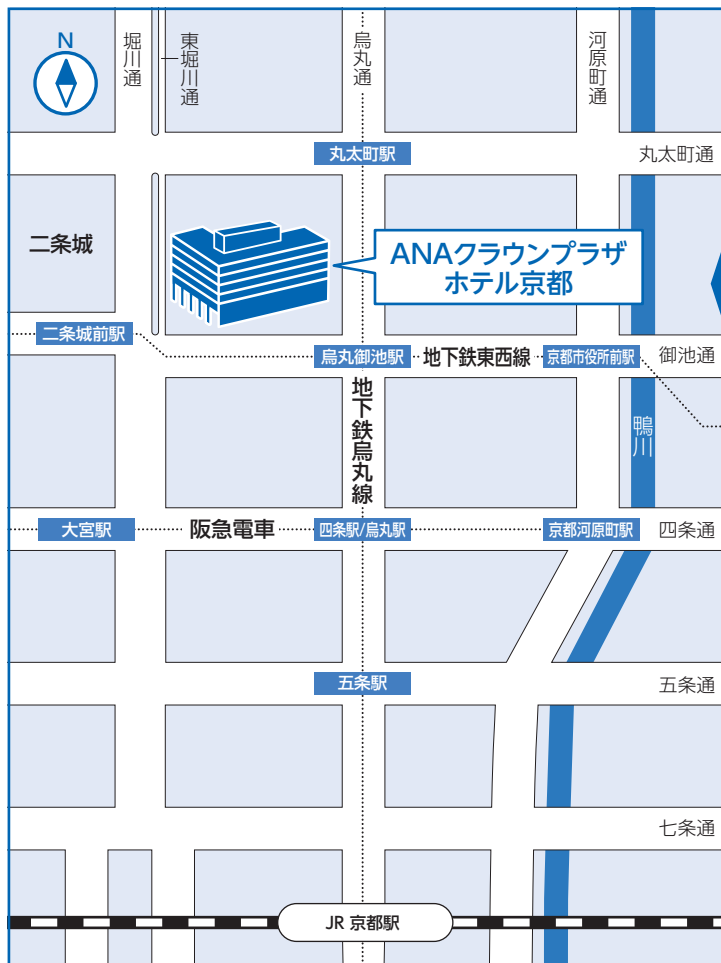
-MEMO-

-MEMO-

株主総会会場 ご案内略図

開催場所

ANAクラウンプラザホテル京都 2階
京都市中京区堀川通二条下ル土橋町10番地



交通

- 地下鉄東西線
二条城前駅 2番出口を右へ
徒歩 約1分
- 地下鉄烏丸線
烏丸御池駅 より 徒歩 約12分
- 阪急電車
大宮駅 より 徒歩 約15分

◎ お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。